(1) 一個中(±)―(一R*・二R*・三R*)―三―ヒドロキシ―二―[(E)―四―ヒドロキシ―四―メチル―一―オクテニル]―五―オキソ・シクロペンタンヘプタン酸メチルエステル〇・二mg以下を含有する内用剤 (2) 一錠中(±)―(一R*・二R*・三R*)―三―ヒドロキシ―二―[(E)―四―ヒドロキシ―四―メチル―一―オクテニル]―五―オキソ・シクロペンタンヘプタン酸メチルエステル二〇〇μg以下を含有するバツカル錠	ル]―五―オキソ・シクロペンタンヘプタン酸メチルエステル〇・二mg以下を含有する内用剤 （新設）
七十八の十四　(―)―七―[(一R・二R・三R)―三―ヒドロキシ―二―[(三S・五S)―(一E)―三―ヒドロキシ―五―メチル―一―ノネニル]―五―オキソ・シクロペンチル]―六―オキソヘプタン酸メチルエステル（別名オルノプロスチル）の製剤であつて、一個中(―)―七―[(一R・二R・三R)―三―ヒドロキシ―二―[(三S・五S)―(一E)―三―ヒドロキシ―五―メチル―一―ノネニル]―五―オキソ・シクロペンチル]―六―オキソヘプタン酸メチルエステル二・五μg以下を含有する内用剤 七十八の十五～百十七の六　（略） 百十八　（略）	（新設） 七十八の十四　(―)―七―[(一R・二R・三R)―三―ヒドロキシ―二―[(三S・五S)―(一E)―三―ヒドロキシ―五―メチル―一―ノネニル]―五―オキソ・シクロペンチル]―六―オキソヘプタン酸メチルエステル（別名オルノプロスチル）の製剤であつて一個中(―)―七―[(一R・二R・三R)―三―ヒドロキシ―二―[(三S・五S)―(一E)―三―ヒドロキシ―五―メチル―一―ノネニル]―五―オキソ・シクロペンチル]―六―オキソヘプタン酸メチルエステル二・五μg以下を含有する内用剤 七十八の十五～百十七の六　（略） 百十八　ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルマリン石けん液及びホルムアルデヒド一％以下を含有するものを除く。 （新設）
百十八の二　ミフエプリストン及びその製剤 百十八の三　（略） 百十八の四・百十八の五　（略） 百十九～百三十七　（略）	百十八の二　ミリキズマブ及びその製剤 百十八の三・百十八の四　（略） 百十九～百三十七　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。